

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

当町の洪水・土砂災害ハザードマップ(令和4年3月保存版)によると、想定最大規模降雨(入間川流域72時間総雨量740mm)に伴う洪水により越辺川が氾濫した場合、当会が立地する赤沼地区及び東部の石坂地区において、最大で浸水深3m以上の浸水が想定されている。また、同石坂地区に加え、町北部の高野倉地区等では土砂災害の警戒区域となっている。

(地震：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当町北部及び東部において今後30年間に震度6弱の地震が発生する確率は59.3%となっている。また、当町の地震ハザードマップによると「関東平野北西縁断層帯地震」を想定したゆれが発生した際に、建物全壊率5%以上の地域も点在している。

(ため池：ハザードマップ)

当町のため池ハザードマップによると、当町の小用大沼地区および須江宮ノ沢地区においては水深5メートル未満となり、歩行困難な地域が発生する予測である。

(感染症等) 鳩山町は県内でも高齢化率が非常に高く、小規模事業者の経営者・従業員も高齢層が中心である。そのため、新型インフルエンザや未知の感染症が発生した際、重症化リスクに伴う長期の休業や、それに伴う廃業のリスクが他地域より高い。また、町内の商業機能が限定的であるため、特定の店舗が休業するだけで地域住民の生活維持(買い物難民化)に直結する懸念がある。

(その他)

令和元年10月の台風19号の影響により、町内の死者は1名であった。また、町内の道路、山林、各種施設や店舗、住宅などにも広域に被害を及ぼし、事業所の屋根や看板の損壊、倉庫の壁の破損があった。さらに、令和4年7月には予測をはるかに超えた豪雨被害により事業所の床上浸水やブロック塀倒壊が発生した。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 334 事業所
- ・小規模事業者数 293 事業所(令和3年経済センサスより)

【内訳】

	業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	商業	216	住宅密集地域に多く点在
	工業	45	農村部に多く所在する。
	建築業	73	町内にまんべんなく点在している
	合計	334	

令和3年度統計はとやま より

### (3) これまでの取り組み

#### 1) 当町の取り組み

- ・鳩山町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品（食料、簡易トイレ、感染症対策物品等）の備蓄
- ・ハザードマップの作成
- ・民間事業者との災害における対応の協定締結

#### 2) 当会の取り組み

- ・事業者への事業継続力強化計画策定支援及び国の施策の周知
- ・商工会のビジネス総合保険や、火災共済協同組合の共済への加入促進
- ・防災備品（マスクや消毒液）を備蓄、発電機、テント等の整備
- ・感染症対策関連の補助金の周知及び申請支援
- ・鳩山町が実施する防災訓練への参加および協力

## 2 本計画の策定及び実行に当たっての課題と対策

### 【課題】

これまで大きな災害がほとんどない地域特性から、特に大きな混乱も生じなかった経緯があるため、「鳩山町地域防災計画」を踏まえた当会の組織内における緊急時の取り組みを整理できていない。

事業支援計画（BCP）については数件の策定支援を行っているものの、国や県の施策普及に関する広報周知活動が中心で、組織としての事前対応や体制整備はまだ十分とはいえない。

また、災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するためのノウハウやスキルが職員全体に十分蓄積されておらず、さらに職員間での情報共有も徹底されていないことから、実際に災害が発生した際に組織として機能しない恐れがある。

### 【対策】

- ・組織内の緊急時対応を明確化し、実効性を高めるため、「鳩山町地域防災計画」および「鳩山町新型インフルエンザ等対策行動計画」等を踏まえた当会の役割・手順・体制を整理し、平時から自然災害・感染症の両面から共有・訓練できる仕組みを整備する。
- ・情報共有の遅れが混乱につながる課題を解消するため、発災時および感染症流行時に、物的被害のみならず罹患状況や休業状況等の情報報告ルートを当町と強化し、迅速な意思決定が可能となる連絡・情報共有体制を確立する。
- ・災害発生時やパンデミック時に組織が機能不全に陥るリスクを低減するため、非接触型支援を含む復旧・復興支援を円滑に行う体制、および関係機関との連携体制を、平時から構築・維持する。

## 3 目標

- ・国・県の施策普及に留まらず、当会としての事前対応力を高めるため、地区内小規模事業者へ災害リスクと感染症リスク、および事前対策（BCP等）の重要性を周知し、事業継続やリスクファイナンスを促す支援体制を構築する。
- ・災害対応やBCP支援、感染症対策に必要なスキル不足の課題に対応するため、損害保険、BCP、災害対応、衛生管理、感染症を想定したリスクマネジメント等の専門知識・ノウハウを持つ人材を継続的に育成し、組織全体に共有する仕組みを整える。

#### ・その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

## 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

## 2 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

平成27年に改正した「鳩山町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

#### 1) 小規模事業者に対する災害や感染症リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・町広報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者の事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者の事業継続力強化支援計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、近隣市町と協力して小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・当会は、令和4年に事業継続力強化計画を作成した。
- ・計画に基づく初動対応や情報共有に特化した内部訓練を年1回以上実施する。

### (3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取り組み状況を確認する。また、必要に応じて、連携する関係団体の協力や専門家等の活用により個別対応を行う。また、感染症流行時でも事業を継続できるよう、キャッシュレス決済やSNSを活用した情報発信の導入を支援する。
- ・当会では広域で、地域事業者向けの経営計画策定のための集団セミナーを行っている。セミナーの参加者はその後、個社の経営（革新）計画の策定に進み、定期的なPDCAのフォローアップを行っている。経営（革新）計画策定時より災害を意識した計画とし、上記フォローアップ時も災害計画のPDCAのサイクルが回るよう支援を継続して行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・自然災害（越辺川の洪水氾濫）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・会報紙などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。

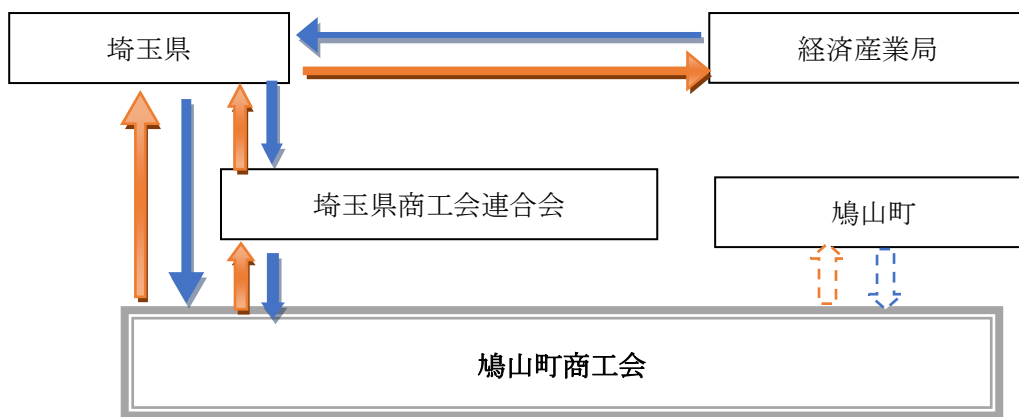
### (5) 関係団体等との連携

- ・中小企業者のための災害共済として、埼玉県内の事業者向けに、災害共済の普及を推進する埼玉県火災共済協同組合と協力して本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、町内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げることができる。さらに、経営指導員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険、休業対応共済等）を紹介することで、より一層の災害共

済の推進を図る。また、当会主催のBCPに関する個別相談などを実施し、相談内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を伝えることができる。

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会や当町より埼玉県および埼玉県商工会連合会に報告する。

（図表）県と県連の両方に連絡を取る。



- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発チラシ配架依頼、セミナー等の共催。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年12月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[鳩山町役場 防災対策本部] --- B[鳩山町役場 産業振興課]; C[鳩山町商工会 事務局長] --- D[鳩山町商工会 (本部) 経営指導員]; B --- E["(連携) (連絡調整)"]; C --- E;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
・戸田 孝征 (連絡先は後述(3)より)	
・村田 健一	
・山岡 奈々恵	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取り組みの企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
鳩山町商工会	
〒350-0321 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 2601 番地	
電話 049-296-0591/FAX049-296-0291	
メールアドレス: hatoyama@syokoukai.jp	
②関係市町村	
鳩山町役場 産業振興課	
〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16	
電話 049-296-5895 メールアドレス: h310@town.hatoyama.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	80	80	80	80	80
専門家派遣	40	40	40	40	40
チラシ等作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業収入 負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 江原 貞治 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル7階
II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 江原 貞治 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供
連携体制図等
<pre>graph TD; A["鳩山町役場 鳩山町商工会"] &lt;--&gt; 連携  B["埼玉県商工会連合会"]; A &lt;--&gt; 連携  C["埼玉県火災共済協同組合"]; A --&gt; D["小規模事業者"]; B --- B1["・パンフレット等の広報物提供"]; B --- B2["・専門家派遣"]; C --- C1["・パンフレット等の広報物提供"]; D --- D1["・BCP 計画作成支援"]; D --- D2["・事前対策・災害発生後の対応"]; D --- D3["・応急対応時の支援・復興支援"];</pre>